

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	鶴見大学短期大学部
設置者名	学校法人総持学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の単位数				省令 で定 める 基準 単位 数	配 置 困 難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
短期大学部	保育科	夜・通信	0	0	7	7	7	
	歯科衛生科	夜・通信			10	10	10	
	専攻科保育専攻	夜・通信		0	4	4	4	
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

大学ホームページ上の Web シラバスより抽出できる。
「年度」に年度を指定、「時間割所属」に学科・専攻名を指定し、「実務経験のある教員等による授業」欄に*（アスタリスク）を入力して検索することにより、当該学部の全件検索結果を表示できる。Web シラバスの URL は以下のとおり。
<https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/campus/syllabus.html>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	鶴見大学短期大学部
設置者名	学校法人総持学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

大学ホームページに公表する。「学校法人総持学園理事・監事名簿」を押す。
<https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/sojigakuen.html>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	特定非営利法人 副会長	令和4.9.1～ 令和8.8.31	組織体制のチェック
非常勤	医療法人 院長	令和6.4.1～ 令和10.3.31	組織体制のチェック
非常勤	社会福祉法人 理事長	令和3.11.25～ 令和7.11.24	組織体制のチェック
非常勤	宗教法人 役員	宗教法人役員 在職期間	経営と教学の連携
非常勤	宗教法人 役員	宗教法人役員 在職期間	経営と教学の連携
非常勤	宗教法人 役員	宗教法人役員 在職期間	経営と教学の連携
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	鶴見大学短期大学部
設置者名	学校法人総持学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 「鶴見大学シラバス作成ガイドライン」及び「短期大学部シラバス作成要領」に基づき、各授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準、その他にナンバリング・履修系統図(一年制の専攻科を除く)、オフィスアワー等を記載したシラバスを作成している。 短期大学部シラバス審査委員会は、各教員が作成したシラバス原稿について、上記ガイドライン及び作成要領に従っているか相互にチェックを行い、指摘事項があれば教員に修正依頼を求め、教育の質保証に努めている。 なお、鶴見大学シラバス作成ガイドライン及びシラバスはホームページで公表している。 当該年度のシラバスは、履修登録にあわせて前年度末にホームページで公開される。	
授業計画書の公表方法	https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/campus/syllabus.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 鶴見大学短期大学部学則第10条(単位の授与)に定めるとおり、単位を与えるものとする。 定期試験の受験資格として授業時間数の3分の2以上の出席を求めており、授業への出席状況を把握している。なお、歯科衛生科の実習等指定の科目については、4分の3以上の出席が必要である。 成績評価については、授業内の課題・発表等を通じた授業への参加態度、定期試験又はレポートによる評価等について、授業科目ごとにその評価の割合を定め、総合的に評価して単位の授与を行っている。 なお、成績評価基準については履修要項及び各学科のアセスメント・ポリシーに記載している。合格の評価は4段階で秀(90～100点/特に優れた成績)、優(80～89点/優れた成績)、良(70～79点/妥当と認められる成績)、可(60～69点/合格と認められる最低限の成績)とし、それ以外は不合格とする。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 短期大学部保育科、歯科衛生科、専攻科すべてを対象に GPA 制度を導入し、成績評価に対して GP を設定して平均値を算出している。 秀 (90～100 点/特に優れた成績) を GP4.0、優 (80～89 点/優れた成績) を GP3.0、良 (70～79 点/妥当と認められる成績) を GP2.0、可 (60～69 点/合格と認められる最低限の成績) を GP1.0 とし、不合格の科目を GP0.0 とする。なお単位認定科目、履修中止科目は算定から除外する。 GPA の計算方法は、以下のとおりとする。 (4.0×秀の修得単位数+3.0×優の修得単位数+2.0×良の修得単位数+1.0×可の修得単位数)÷総履修単位数(合格、不合格のすべてを含む) 各科目の成績は定期試験終了後、所定の期間内に通知される。1 セメスター毎に成績の確認が行われ、GPA1.0 以下の学生には指導を行う。2 セメスターにわたり GPA1.0 以下の学生には再指導を行う。以上のような経過措置をとった上で、3 セメスター以降においても改善が見られない場合、退学勧告等の措置を含めた指導を行う。 これらの制度は、履修要項及びアセスメント・ポリシーに記載して公表している。成績の分布状況については、学内の会議で統計資料として活用している。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	公表方法：「履修要項・学習の手引」 https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/campus/requirements.html 【短期大学部】 『短期大学部履修要項 (令和 6 年度)』 を押す。 p. 10 成績の評価と通知
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 卒業認定・学位授与の方針をはじめとする 3 つのポリシーは、ホームページ、履修要項、大学案内等の各種媒体を通じて周知している。卒業認定・学位授与の方針に則って教育課程編成の方針が制定され、履修体系や授業科目が配置されており、科目ごとに成績評価が行われ単位が認定される。 【保育科】 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) 保育科では禅仏教の教えに基づき、宗教的情操に裏打ちされた円満な人格の形成と、豊かな識見をもった向上心あふれる保育者を養成することを目的としています。この目的のため、下記の能力を身につけて所定の単位を修得した場合に短期大学士を授与します。あわせて、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得することができます。 1. 教育、保育、福祉、医療の各分野に通底した生命尊重の思想や倫理観を基盤にして、深い自己洞察を行い、世界における自己の役割を位置づけることができる。 2. 禅仏教の教えに基づき、保育者として深い教養と広い視野を身につけ、子どもと親に寄り添いつつ子どもの発達を援助できる。 3. 保育者として子どもの健全な発育、発達と福祉を保障していこうとする自覚と実践力をもつことができる。 4. 多様化した現代社会において、保育者としての使命と責任を自覚し、保育に対して主体的、かつ真摯に取り組む意欲をもっている。 5. 感謝と思いやりの心をもって地域社会や家庭とかかわり、専門的知識・技能を備えた保育者として活動する姿勢を身につける。 【歯科衛生科】 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) 歯科衛生科では禅の教えに基づく人格の形成という建学の精神を基にして、人々の健康と福祉に貢献する有能な歯科衛生士を育成することを目的としています。このよう	

な目的に沿って構築されたカリキュラムを履修し、卒業時まで以下に以下の能力を身につけ、所定の単位を修得し、卒業要件を満たした場合において、短期大学士（歯科衛生学）の学位を授与します。

1. 歯科衛生士として必要な、科学的根拠に基づいた論理的思考力を持ち、自己を正しく認識し、社会に貢献できる。
2. 禅の精神に基づき、医療人として慈愛の心を持ち、他者に共感できる。
3. 歯科衛生士として求められる口腔保健に必要な知識と技術を持ち、思考力と共感力を基に新しい課題の解決を主体的にできる。
4. 歯科衛生士として必要な専門知識・技術を身につけ、医療現場で起こりうる事象や課題に適切な判断及び行動ができる。
5. 歯科衛生士として必要なコミュニケーション能力を持ち、他の医療に関わる専門家との協働・連携をはかることができる。

【専攻科保育専攻】

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

短期大学部専攻科保育専攻では、本学の建学の精神である「大覚円成 報恩行持」（感謝のこころを育て いのち輝く人となる）に基づく人間性豊かな専門的指導力と研究心を持つ保育者の育成をします。

本学では下記の要件を満たした場合において、課程を修了いたします。

1. 保育に関する基礎的学修の基に、更に社会の変動にも十分な視野を持って保育の意義を認識できる。
2. 保育に関する基礎的知識の基に人間性豊かな子どもへの保育実践と親への専門性に基づく働きかけができる。
3. 保育の専門的実践者として常に研究心を持ち、自己研鑽の姿勢も持ち続けることができる。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	（保育科・歯科衛生科） https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/policy.html#j_3 （専攻科保育専攻） https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/policy.html#jg_3
----------------------	--

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	鶴見大学短期大学部
設置者名	学校法人総持学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/ir.html (「計算書類等」に含む。)
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/ir.html
監事による監査報告(書)	https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/ir.html (「計算書類等」に含む。)

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称: 対象年度:)
公表方法:
中長期計画(名称: 学校法人総持学園中長期計画『総持学園 Vision 2024』改訂版(2023～) 対象年度: 2019～2024年度)
公表方法: https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/vision2024.html

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/tenken.html

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/tenken.html

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 保育科
教育研究上の目的（公表方法：「学則」 https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/gakusoku.html 『鶴見大学短期大学部学則』を押す。）
（概要）鶴見大学短期大学部学則 （教育研究上の目的） 第 7 条 本学学科ごとの人材の養成及び教育研究上の目的については、第 1 条に定める目的のほか、各学科の設置趣旨に基づき、次のとおり定めるものとする。 2 保育科においては、禅の精神を基盤に宗教的情操と豊かな人間性を培い、子どもの健全な発達と福祉を保障すべく学生として自らを高め、社会とかかわり、努力を続ける有能で専門的な保育者を養成する。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法： https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/policy.html#j_3）
（概要）保育科では禅仏教の教えに基づき、宗教的情操に裏打ちされた円満な人格の形成と、豊かな識見をもった向上心あふれる保育者を養成することを目的としています。この目的のため、以下の能力を身につけて所定の単位を修得した場合に短期大学士を授与します。あわせて、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得することができます。 1. 教育、保育、福祉、医療の各分野に通底した生命尊重の思想や倫理観を基盤にして、深い自己洞察を行い、世界における自己の役割を位置づけることができる。 2. 禅仏教の教えに基づき、保育者として深い教養と広い視野を身につけ、子どもと親に寄り添いつつ子どもの発達を援助できる。 3. 保育者として子どもの健全な発達、発達と福祉を保障していこうとする自覚と実践力をもつことができる。 4. 多様化した現代社会において、保育者としての使命と責任を自覚し、保育に対して主体的、かつ真摯に取り組む意欲をもっている。 5. 感謝と思いやりの心をもって地域社会や家庭とかかわり、専門的知識・技能を備えた保育者として活動する姿勢を身につける。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法： https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/policy.html#j_2）
（概要）保育科では、人の一生を見据えながら就学前教育・保育を考える広い視野にたてる保育者、かつまた子どもの健全な発達、発達と福祉を保障していこうとする有能な保育者を養成するためにカリキュラムを編成しています。 各科目は、文部科学省・厚生労働省による指定科目のほかに、本学独自の科目があります。これらは教育、保育、福祉、医療の各分野に通底した生命尊重の思想や、高い倫理観をもち感性豊かな優れた実践者として一人一人の学生が育つことを念頭に、以下のカリキュラムを編成し、実施しています。成績評価に対して成績評価値（Grade Point Average、GPA）を設定し、GPA が 1.0 以下の学生に対しては個別の指導が行われます。 1. 基礎的教養教育 人間の在り方を基礎から学ぶために「哲学」、「文学」、「心理学」等を設置する。これらによって、人生を幅広く、かつ深く思考する態度を養成する。 2. 禅的情操教育 さまざまな仏教行事をとおして禅的情操教育を行う。また、「宗教学」を学ぶことで、異なる文化、価値観の中で生活している人々に対する理解を深める。更に、禅の精神に基づいた慈愛の心を育み、互いを認め合う共生社会を実現させることの重要性を理解する教育を行う。 3. キャリア教育

社会における保育者の役割と倫理を理解し、専門性を備えた保育者を養成するために保育者論を設置する。

4. 専門教育

幼稚園教諭二種免許状取得に必要な「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」を設置する。また保育士資格取得に必要な「保育の本質・目的に関する科目」、「保育の対象の理解に関する科目」、「保育の内容・方法に関する科目」等を設置する。更に教育実習、保育実習を設置する。

5. 独自教育

本学独自の科目として、「いのちを大切にする」ことを子どもたちの心に育む仏教保育を設置する。それにより、仏教保育の理念を柱とし、保育の専門家として日々精進する（大覚円成）ことで世の中に貢献できる具体的行動を起こす（報恩行持）ことのできる保育者を養成するための教育を行う。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：

https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/policy.html#j_1）

（概要）本学では禅仏教に基づいた教育を行っています。保育者（幼稚園教諭、保育士）は保育をととして子どもの人格形成に関わる重要な役割を担っています。また、今日では保育の専門性を広く社会で生かすことが求められています。そのために保育者には幅広い教養と専門性が求められています。したがって、保育科では以下のような人を歓迎します。

1. 禅仏教の教えに基づき、子どもの人格を尊重し、育てることに意欲を持っている人。
2. 保育者としての幅広い教養と専門性を身につける努力をする人。
3. 読解力・表現力等の国語力を含めて人間関係におけるコミュニケーション能力を身につける努力をする人。
4. 日頃から社会における出来事に関心を抱き、かつ保育現場におけるボランティアに積極的に参加する等の社会的経験を有する人。

学部等名 歯科衛生科
教育研究上の目的（公表方法：「学則」 https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/gakusoku.html 『鶴見大学短期大学部学則』を押す。）
（概要）鶴見大学短期大学部学則 （教育研究上の目的） 第7条 本学学科ごとの人材の養成及び教育研究上の目的については、第1条に定める目的のほか、各学科の設置趣旨に基づき、次のとおり定めるものとする。 3 歯科衛生科においては、禅の教えに基づく人格の形成という建学の精神を基にして、人々の健康と福祉に貢献する有能な歯科衛生士を育成する。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法： https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/policy.html#j_3）
（概要）歯科衛生科では禅の教えに基づく人格の形成という建学の精神を基にして、人々の健康と福祉に貢献する有能な歯科衛生士を育成することを目的としています。このような目的に沿って構築されたカリキュラムを履修し、卒業時まで以下に以下の能力を身につけ、所定の単位を修得し、卒業要件を満たした場合において、短期大学士（歯科衛生学）の学位を授与します。 1. 歯科衛生士として必要な、科学的根拠に基づいた論理的思考力を持ち、自己を正しく認識し、社会に貢献できる。 2. 禅の精神に基づき、医療人として慈愛の心を持ち、他者に共感できる。 3. 歯科衛生士として求められる口腔保健に必要な知識と技術を持ち、思考力と共感力を基に新しい課題の解決を主体的にできる。 4. 歯科衛生士として必要な専門知識・技術を身につけ、医療現場で起こりうる事象や課題に適切な判断及び行動ができる。 5. 歯科衛生士として必要なコミュニケーション能力を持ち、他の医療に関わる専門家との協働・連携をはかることができる。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法： https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/policy.html#j_2）
（概要）禅の教えに基づく人格の形成という建学の精神を基にして、有能な歯科衛生士として必要な専門的知識・技術・態度を修得し、高度な実践力を備え、人々の健康と福祉に貢献できる人材を育成するために、以下の教育課程を編成し、実施しています。 1. 基礎的教養教育 科学的根拠に基づいた倫理的思考を構築し、自己を正しく認識し、社会に貢献できるよう基礎的思考と深い教養を習得するための、「科学的思考の基盤」と「人間と生活」を学ぶ科目を設置する。 2. 禅的情操教育 医療人としての慈愛の心を育み、他者に共感できる力を養うことを目的に、「宗教学」等を設置する。 3. キャリア教育 口腔保健に必要な知識と技術を養い、課題の解決を主体的にできる力を養うことができる科目を設置する。 4. 専門教育 歯科衛生士に必要な専門的知識・技術を取得することを目的に、専門基礎分野の「人体の構造と機能」、「歯・口腔の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復過程の促進」、「歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み」を学ぶ科目を設置する。専門分野として臨床歯科医学を理解し、歯科衛生士の業務を修得するために、「歯科衛生士概論」、「臨床歯科医学」、「歯科予防処置論」、「歯科保健指導論」、「歯科診療補助論」を学ぶ科目を設置する。歯科医療現場で実践する力を修得するために「臨地・臨床実習」を設置する。 5. 独自教育 他の医療に関わる専門家と協働・連携をはかることができる力を養うための科目を設置す

る。
入学者の受入れに関する方針（公表方法： https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/policy.html#j_1）
（概要） 禅の教えを建学の精神とし、感謝と慈愛の心を持って、人々の健康と福祉に貢献できる人材を育成します。そこで、以下のような人を歓迎します。 1． 科学的思考に基づいた倫理的思考力を持ち、社会に貢献できる人。 2． 慈愛の心を持ち、他者の気持ちを考え共感できる人。 3． 口腔保健の知識と技術の習得に向上心と向学心がある人。 4． 歯科衛生士として必要な知識・技術を身につけるための基礎的学力のある人。 5． コミュニケーション能力があり、他者と協働できる人。

学部等名 専攻科保育専攻
教育研究上の目的（公表方法：「学則」 https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/gakusoku.html 『鶴見大学短期大学部学則』を押す。）
（概要）鶴見大学短期大学部学則 （教育研究上の目的） 第 46 条 専攻ごとの人材の養成及び教育研究上の目的については、第 42 条に定める目的のほか、各専攻の設置趣旨に基づき、次のとおり定めるものとする。 2 保育専攻においては、保育現場において、自らその保育実践を検証し新たな実践を展開する力を身につけた保育者を養成する。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法： https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/policy.html#jg_3）
（概要）短期大学部専攻科保育専攻では、本学の建学の精神である「大覚円成 報恩行持」（感謝のこころを育て いのち輝く人となる）に基づく人間性豊かな専門的指導力と研究心を持つ保育者の育成をします。 本学では下記の要件を満たした場合において、課程を修了いたします。 1. 保育に関する基礎的学修の基に、更に社会の変動にも十分な視野を持って保育の意義を認識できる。 2. 保育に関する基礎的知識の基に、人間性豊かな子どもへの保育実践と保育者支援の専門性に基づく働きかけができる。 3. 保育の専門的実践者として常に研究心を持ち、自己研鑽の姿勢も持ち続けることができる。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法： https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/policy.html#jg_2）
（概要）短期大学部専攻科保育専攻では、ディプロマ・ポリシーに定める素養と能力を身につけた人間性豊かな専門的指導力を持つ人材を育成するために、次の方針に基づき、教育課程を編成しています。 領域及び保育内容の指導法・教育の基礎的理解に関する科目とこれらの科目を基本とした実習、更に学習者自らの選択による特別研究をとおして主体的に学び、保育を探究する人材を育成するために教育課程を編成しています。 1. 専門教育 専門性を深めるために、教育学特論、保育学特論など教育の基礎的理解に関する科目と研究方法論、専攻科特別研究などその他の科目を必修科目として設置する。また保育内容特論、保育指導法研究、保育内容研究など、領域及び保育内容の指導法に関する科目、現代保育論、特別支援保育特論などの教育の基礎的理解に関する科目更に仏教保育特論、児童文学などの科目を選択科目として設置する。 2. 技術指導 演習等 保育演習、専攻科実習により専門科目などをとおして得た専門的知識をさまざまな保育の場面において実践し、保育技術の向上を図るために設置する。
入学者の受入れに関する方針（公表方法： https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/policy.html#jg_1）
（概要）短期大学部専攻科保育専攻では、短期大学での学業を基礎に子どもの健全な発育、発達と幸福に貢献し、人間性豊かで有能な指導力を備えた専門的実践者を目指している人を歓迎します。 1. 社会における乳幼児の課題に深い関心を持ち、保育の専門職となる意欲のある人。 2. 保育実践について、考察・研究を深めようとする人。 3. 豊かな人間性を培い、自己を高め続けようとする人。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法 : <https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/outline.html>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	0 人	－					0 人
保育科	－	7 人	7 人	3 人	0 人	0 人	17 人
歯科衛生科	－	5 人	3 人	3 人	1 人	10 人	22 人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
3 人		70 人					73 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：「教育情報の公表」 https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/info.html					
		【学位】 「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する情報」の「専任教員一覧」より、「短期大学部」の所属する組織のリンクを押す。					
		【業績】 「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する情報」の「専任教員研究業績」より、「研究業績管理システム」のリンクを押す。					
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
短期大学部 FD 委員会は、教育内容改善のために FD 委員会規程に則り、委員会を年 6 回開催している。委員会では、授業アンケート、授業公開、FD 講演会、教員表彰等について審議を行なっている。							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに
進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
保育科	200 人	73 人	36.5%	400 人	176 人	44.0%	人	人
歯科衛生科	150 人	92 人	61.3%	450 人	346 人	76.9%	人	人
合 計	350 人	165 人	47.1%	850 人	522 人	61.4%	人	人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
保育科	112 人 (100%)	17 人 (15.2%)	91 人 (81.3%)	4 人 (3.6%)
歯科衛生科	102 人 (100%)	1 人 (1.0%)	93 人 (91.2%)	8 人 (7.8%)
合計	214 人 (100%)	18 人 (8.4%)	184 人 (86.0%)	12 人 (5.6%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数 (任意記載事項)					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要) 「鶴見大学シラバス作成ガイドライン」及び「短期大学部シラバス作成要領」に基づき、各授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準、その他にナンバリング・履修系統図（一年制の専攻科を除く）、オフィスアワー等を記載したシラバスを作成している。

短期大学部シラバス審査委員会は、各教員が作成したシラバス原稿について、上記ガイドライン及び作成要領に従っているか相互にチェックを行い、指摘事項があれば教員に修正依頼を求め、教育の質保証に努めている。

なお、鶴見大学シラバス作成ガイドライン及びシラバスはホームページで公表している。当該年度のシラバスは、履修登録にあわせて前年度末にホームページで公開される。
<https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/campus/syllabus.html>

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要) 鶴見大学短期大学部学則第10条(単位の授与)に定めたとおり、単位を与えるものとする。

定期試験の受験資格として授業時間数の3分の2以上の出席を求めており、授業への出席状況を把握している。なお、歯科衛生科の実習等指定の科目については、4分の3以上の出席が必要である。

成績評価については、授業内の課題・発表等を通じた授業への参加態度、定期試験又はレポートによる評価等について、授業科目ごとにその評価の割合を定め、総合的に評価して単位の授与を行っている。

なお、成績評価基準については履修要項及び各学科のアセスメント・ポリシーに記載している。合格の評価は4段階で秀(90～100点/特に優れた成績)、優(80～89点/優れた成績)、良(70～79点/妥当と認められる成績)、可(60～69点/合格と認められる最低限の成績)とし、それ以外は不合格とする。

学部名	学科名	卒業又は修了に必要な単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
短期大学部	保育科	64単位	有	64単位
	歯科衛生科	(令和2年度以降入学者) 102単位 (令和元年度迄の入学者) 104単位	有	53単位
	専攻科保育専攻	30単位	有	単位
GPAの活用状況(任意記載事項)		公表方法:「履修要項・学習の手引」 https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/campus/requirements.html 【短期大学部】 『短期大学部履修要項(令和6年度)』を押す。 p.10 成績の評価と通知		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法: https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/quality-education.html		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法: <https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/campus/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
短期大学部	保育科	640,000 円	350,000 円	400,000 円	全学科、年額を前後期 2 回に分けて徴収（入学金除く） ・施設維持費 280,000 円 ・実験実習費 120,000 円 ※休学期間中 授業料 半額 その他 徴収しない 年間休学：320,000 円 半期休学：160,000 円
	歯科衛生科				・施設維持費 280,000 円 ・実験実習費 150,000 円 ※休学期間中 同上
	専攻科 保育専攻		200,000 円	100,000 円	・施設維持費 70,000 円 ・実験実習費 30,000 円 ※休学期間中 同上

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
（概要）教員及び学生相互の連絡を密にし、大学生活・授業を円滑にしていくことを目的として、各科の学科学年単位でクラス分けを行い、クラス担任とクラス委員（学生）を置いている。 専任教員・非常勤講師はオフィスアワー制度を導入し、時間帯・連絡先等をシラバス等で周知している。 学習アドバイザー制度を設けており、上級生がピアサポートの一環として、学生の学習に対する助言・指導を行っている。そのほか、レポートの相談や、学習方法の指導から学生生活全般に関する相談に応じている。 授業評価アンケート、学生の学修・生活に関する調査、卒業時調査等を通じて、学生の状況を把握し教育改善につなげている。 鶴見大学ポータルシステムを導入し、インターネット上でシラバスの閲覧や履修登録、個人の時間割表を参照できるほか、休講・補講情報、教室変更や個人宛の通知等の連絡事項、成績情報、安否確認等の情報提供を行っている。また、学習支援システム manaba を導入し、個々の授業における掲示や、資料配付、課題、小テスト、アンケート、個別指導を必要に応じて行っている。Office365 と Zoom を導入しており、大学メールや文書作成・表計算ソフト・オンライン会議システム等を利用できる。これらのシステムを事前事後学習や遠隔授業等に係る取組に利用している。 学生の修学、進路（就職）、心身の健康や課外活動、校舎案内、諸規程等をまとめた冊子「学生生活」を発行し、学生及び教職員に配付している。 JASSO(日本学生支援機構)の給付型奨学金を高等学校等にて予約申請をしている入学者は、『採用候補者決定通知のコピー』を提出することで、入学手続き時には入学金のみを納入し、入学後、4 月に採用された区分により、残りの学納金の納入または返金を行うこととしている。

※時期的に『採用候補者決定通知』がない年内入試の入学者については、『JASSO(日本学生支援機構)給付型奨学金(予約)申請確認書』(本学書式)に在籍する教育機関(高等学校等にJASSO(日本学生支援機構)の給付型奨学金(予約)に申請中であることの証明をしてもらい、『採用候補者決定通知』が届き次第、コピーを大学に送ってもらっている。 採用されなかった場合または給付型奨学金に申請していなかった等で『採用候補者決定通知のコピー』の提出ができない場合は、2月の定められた期日までに入学金以外の学納金を納入してもらうこととしている。
b. 進路選択に係る支援に関する取組 (概要) 保育科は保育士・幼稚園教諭養成校、歯科衛生科は歯科衛生士養成校であり、進路選択が明確になっている。 卒業時に取得する資格を活かして就職するために、保育科では保育所・幼稚園・各種福祉施設等での教育実習、歯科衛生科では歯学部附属病院・歯科診療所・学校等での臨地臨床実習を行っている。 保育科では専攻科での更なる学びを希望する学生に対して進学指導を行っている。専攻科保育専攻では幼稚園教諭一種免状取得及び学士取得に向けた論文作成指導を行っている。また、個々の就職支援に関しては、学生支援事務部キャリア支援課のキャリアアドバイザー及び各科の就職担当教員が連携して指導にあたる。一般企業・公務員・幼稚園教諭・保育士・歯科衛生士等の就職対策として、各種ガイダンスや内定報告会などを行っている。就職希望の有無に関わらず、就職情報管理システム「鶴見大学キャリアナビ」を通して、進路希望登録をすべての学生に入力してもらい、進路状況調査及びキャリア支援のための基礎資料として管理している。個別相談も受け付けている。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組 (概要) 学生及び教職員の健康保持や増進に寄与することを目的として保健センターを設置し、応急処置・健康診断・健康相談(メンタルヘルス含む)・食生活及び栄養相談・禁煙相談・アルコール体質検査などを実施している。各校舎及び体育館、グラウンドにAED装置を設置するほか、鶴見大学歯学部附属病院における自費診療についての減免制度も設けている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：<https://www.tsurumi-u.ac.jp/site/about/list3.html>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F214310104926
学校名（〇〇大学 等）	鶴見大学短期大学部
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人総持学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		74人	67人	75人
内 訳	第Ⅰ区分	50人	47人	
	第Ⅱ区分	－	－	
	第Ⅲ区分	－	－	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				75人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下）	人	0人	—
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	—
計	人	0人	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下）	人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。